

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

許認可等の内容		情報公開の請求に対する決定
根拠法令及び条項		君津都市広域市町村圏事務組合情報公開条例第6条
標準 処理 期間	根拠条項	君津都市広域市町村圏事務組合情報公開条例第12条
	設定等年月日	平成15年2月28日
	標準処理期間	14日以内
審査 基準	根拠条項	君津都市広域市町村圏事務組合情報公開条例第5条及び第7条
	参考事項	君津都市広域市町村圏事務組合情報公開条例施行規則
	設定等年月日	平成15年2月28日
	<p><b>【基準】</b></p> <p>1 情報の開示を請求できるもの</p> <p>(1) 圏域内に住所を有する者</p> <p>(2) 圏域内に存する事務所又は事業所に勤務する者</p> <p>(3) 圏域内に存する学校に在学する者</p> <p>(4) 圏域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、圏域内の市において納税義務のある者</p> <p>2 開示しないことができる情報</p> <p>(1) 個人に関する情報（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の公務に関する情報及び当該情報に記載された特定個人に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令（法律、法律に基づく命令（国が定める告示、通達及び通知を含む。）、条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護することが客観的に明白であり、公にすることが公益上特に必要であると認められる情報</p> <p>(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体（関係市を除く。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情</p>	

報であって、公にすることにより当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護することが客観的に明白であり、公にすることが公益上特に必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から人の財産又は生活を保護することが客観的に明白であり、公にすることが公益上特に必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公にすることが公益上特に必要であると認められる情報

(3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産及び社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(4) 組合及び国、他の地方公共団体、その他公共団体、公共的団体又は組合の執行機関の附属機関（これに類するものを含む。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民（圏域以外の地方公共団体の住民を含む。）の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 実施機関及び関係市が行う監査、検査、入札、交渉、争訟、試験、人事等の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公にすることにより、実施機関及び関係市と関係者との信頼関係が損なわれると認められるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施目的が失われるおそれのあるもの又は当該事務事業若しくは将来同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの

(6) 関係市の固有情報で、当該関係市の情報公開条例において、非開示とされる情報